

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託仕様書

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務の委託に関する仕様については、次に定めるところによる。

1 業務名

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、本市が令和6年3月に策定した「鹿児島市新学校給食センター整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき整備する学校給食センターについて、効率的かつ効果的な施設整備と事業運営のため、PFI等の手法（以下「民活手法」という。）を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、様々な整備・運営手法（以下「事業手法」という。）を比較検討の上、民活手法の導入による効果や課題を整理し、最適な事業手法を選定することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 施設の整備・運営に係る前提条件の整理

基本計画に基づき、施設の整備・運営を行うにあたっての基本事項を整理し、施設に必要な機能や運営内容について、具体的な抽出、検討を行う。

(2) 想定される事業手法の基本的な考え方の整理及び分類

基本計画に基づき、施設の整備・運営を行うにあたって想定される事業手法（従来方式・PFI方式・DBO方式等）の基本的な考え方の整理及び分類を行う。

なお、PFI方式については、サービス購入型や独立採算型等の事業類型及びBOT方式やBOT方式等の事業方式についても整理する。

また、他自治体における学校給食センターの事業手法の動向について把握、整理する。

(3) 想定される民活手法の事業スキームの検討

(2)で分類した事業手法のうち、想定される各民活手法における事業範囲、事業期間、資金調達方法、リスク分担等について検討を行う。

なお、リスク分担については、事業期間中の各段階（設計、建設、維持管理、運営、事業終了段階等）におけるリスクを抽出するとともに、官民の適切なリスク分担及びリスクを未然に防ぐモニタリングシステムのあり方について検討を行う。

また、民間事業者の参入意欲を高める事業内容について検討する。

(4) 民間事業者への参画意向調査

他自治体において事業実績等のある民間事業者へのヒアリング項目の検討、ヒアリング等を行い、事業参画に向けた意向や課題等を整理する。

なお、ヒアリング等については、合計20社以上の民間事業者を対象に実施するものとする。

(5) 想定される事業手法の総合的な評価（定性的評価）

(1)から(4)までにおいて整理、検討した内容を踏まえ、想定される事業手法について総合的な評価を行う。

(6) 想定される民活手法のVFMの算出及び評価（定量的評価）

① 算定条件の整理

ア 財政支援措置の整理

施設の整備・運営にあたり、活用が可能な交付金や地方債等財政支援措置について整理する。

イ 従来方式により整備した場合の概算事業費の算出

従来方式（公設公営及び公設民営）により整備した場合の概算事業費を算出する。

ウ 民活手法により整備した場合の概算事業費の算出

各民活手法により整備した場合の概算事業費を算出する。

また、従来方式と比較して削減できる事業費の項目や削減率について整理する。

※概算事業費の算出では、設計費、建設費、維持管理費、運営費等並びに市の財政負担額を算出すること。また、炊飯施設整備の有無別に算出すること。

② VFMの算出

①の算出条件をもとにVFMを算出する。

(7) 総合評価

(5)及び(6)の結果並びに安全で安心な給食の提供を前提に本事業を民活手法により実施することの適合性や実現性を踏まえ、本市において最適となる事業手法について総合的な評価を行う。

(8) 総合評価後の課題整理等

① 事業実施に向けた課題整理

事業実施に向けた課題の整理を行うとともに、課題解決に向けた助言等の支援を行う。

② 事業実施までのスケジュールの整理

施設の供用開始までのスケジュールを整理する。

(9) 施設の整備に係る実施方針の策定に向けた助言等の支援

(1)から(8)までに整理、検討した内容を踏まえ、民活手法が最適な事業手法と評価した場合は、特定事業の選定に関する事項や事業者の募集、選定に関する事項、リスク分担に関する事項等事業者公募資料の基礎となる施設の整備に係る実施方針の策定に向けた助言等の支援を行う。

(10) 打合せ及び会議資料作成支援

本業務の遂行にあたり、関係職員と適宜打合せを行う。

また、令和6年10月に予定されている「鹿児島市PPP/PFI導入検討会」等庁内会議において必要となる資料作成の支援を行う。

(11) その他業務に必要な事項

上記業務の他、本業務の目的達成のために必要な事項が発生した場合には、発注者と協議の上対応する。

5 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。

① 報告書 本編及び概要版 各1部

② 発注者の求めに応じて作成した資料

③ その他本市学校給食センターの整備推進のために必要として作成した資料

④ 前各号の原稿、データ等を記録した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部

(2) 成果品は、令和7年1月31日（金）までに納品すること。また、納品後令和7年3月31日（月）までに間に、発注者の指示に基づき必要な修正を行うこと。

(3) 成果品は、平易な表現で、図表化するなど、視覚的に分かりやすいものとする。

(4) (1)①の体裁は、本編がA4版、縦型、横書き、左綴じ、概要版がA3版、横型、横書きとする。

(5) 電子媒体で納品する成果品は、PDFファイル形式及びWord形式で保存すること。

6 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合には、発注者及び受託者において協議の上決定することとする。

- (2) 受託者は、業務の遂行に必要な場合を除き、発注者の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、この業務に関して知り得た情報を他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。なお、当該業務の履行期間が終了し又は当該業務に係る契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 成果品及び作業工程における書類等に対する著作権等一切の権利は、原則として発注者に帰属する。
- (5) 受託者は、本業務完了後に受託者の責任による誤りが発見された場合、自らの責任により速やかに訂正等の必要な作業を行うこととする。

7 参考資料

- (1) 鹿児島市新学校給食センター整備基本計画（全体版）
- (2) 鹿児島市新学校給食センター整備基本計画（概要版）